

ヒアリング資料

石綿飛散防止小委員会
2018年11月21日

古谷杉郎

全国労働安全衛生センター連絡会議(1990設立) 事務局長
石綿対策全国連絡会議(1987設立) 1996～事務局長
中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会(2004設立) 相談役
アジア・アスベスト禁止ネットワーク(A-BAN 2008設立) コーディネーター

2009aban@gmail.com



International Journal of
*Environmental Research
and Public Health*



Article http://www.mdpi.com/journal/ijerph/special_issues/asbestos#info

Experience of Japan in Achieving a Total Ban on Asbestos

Sugio Furuya ^{1,*} and Ken Takahashi ²

¹ Japan Occupational Safety and Health Resource Center, Tokyo 1360071, Japan

² Asbestos Diseases Research Institute, University of Sydney, Sydney 2139, Australia;
ken.takahashi@sydney.edu.au

* Correspondence: 2009aban@gmail.com; Tel.: +81-3-3636-3882

Security firm pays damages to anti-asbestos activists it spied on

The Guardian, 2018.11.8

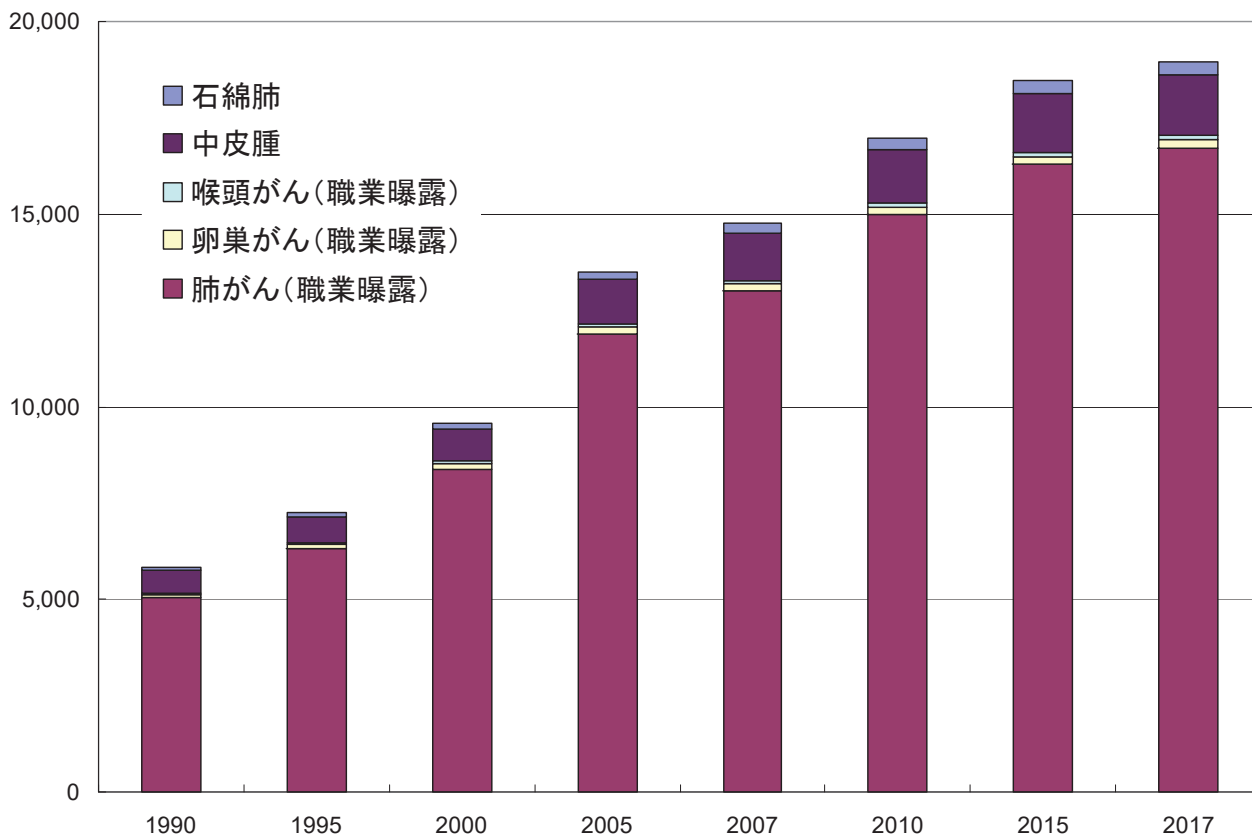
<https://www.theguardian.com/world/2018/nov/08/security-firm-pays-damages-to-anti-asbestos-activists-it-spied-on>



THEGUARDIAN.COM

石綿死亡の最新世界疾病負荷推計(GBD2017)

201811.9 GBD Compare Database <https://vizhub.healthdata.org/gbd-compare/>



共通の課題(Common Challenges)

禁止の実現とその執行

アスベストのない環境/社会の実現(既存アスベスト対策)

把握(Identification), 管理(management), 除去(removal) 及び廃棄(disposal)

国家戦略計画とすべての関係者の関与

アスベスト関連疾患の根絶及び被害者・家族に対する正義の実現

早期発見、診断、治療及びリハビリテーション

曝露した者の登録及び健康モニタリング

補償及び心理社会的サポート

被害者・家族のエンパワーメント

上記を世界的に達成するための国際協力の促進

地域的及び世界的努力

アスベストのない環境/社会の実現

戦略的アプローチ――

禁止実施済みであってもナショナル・アスベスト・プロフィール
(NAP: National Asbestos Profile)とアスベスト関連疾患根絶
国家計画(NPEAD: National Programme for Elimination of
ARDs)が必要

すべての既存アスベストの安全な除去/廃棄に向けた達成目
標時期の設定とロードマップの作製
ステップ・バイ・ステップ、優先順位付けと
総合的計画

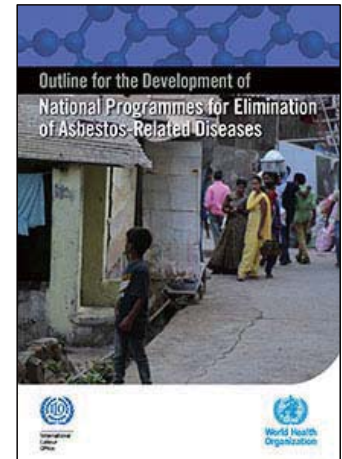
必要な資源を伴った実行体制

すべての関係者の役割の明確化

必要な場合には汚染地域等の除染

元アスベスト鉱山/工場跡

アスベスト含有物質の廃棄場所



禁止導入の次のステップ: アスベストのない環境/社会の実現目標時期の設定

European Parliament Resolution on Asbestos Related Occupational Health Threats and Prospects for Abolishing All Existing Asbestos
14 March 2013

<http://www.europarl.europa.eu/sides/getDoc.do?pubRef=-//EP//TEXT+TA+P7-TA-2013-0093+0+DOC+XML+V0//EN&language=EN>

Australia: National Strategic Plan for Asbestos Awareness and Management / Asbestos Safety and Eradication Agency
2013

<http://www.asbestossafety.gov.au/>

Opinion of European Economic and Social Committee
“Freeing the EU from Asbestos”
18 February 2015

<http://www.eesc.europa.eu/?i=portal.en.ccmi-opinions.32833>

禁止導入の次のステップ： アスベストのない環境/社会の実現目標時期の設定

Poland is the only Member State to have adopted an action plan for an asbestos-free country (European Parliament Resolution 2013)

UK proposal by All-Party Group, The asbestos crisis:
Why Britain needs an eradication law
16 October 2015

http://ibasecretariat.org/asbestosreadication_booklet_lo_res.pdf

The Netherlands orders
all asbestos roofs removed by 2024
12 September 2016

<https://www.asbestos.com/news/2016/09/12/netherlands-bans-asbestos-roofs/>

韓国:全国の小中学校無石綿化計画
達成目標年度:2033年→2027年

(※環境省の2020年目標、2050年目標に組み入れる可能性は?)

英:2012年アスベスト管理規則の要旨

義務保持者は、施設に適切かつ十分なアセスメントが実施されているようにしなければならない。

義務保持者は、アセスメントの結果が、当該施設のいずれかの部分にアスベストが存在している、または存在していそうであることを示す場合には、アスベストによるリスクの判定がなされ、書面によるリスク管理計画が準備され、かつ、リスク管理計画が実施及び定期的に見直されているようにしなければならない。

使用者は、(原則として)適切かつ十分なアセスメントを実施していない限り、当該施設について解体、保守、その他当該使用者の労働者をアスベストに曝露させる、または曝露させそうな作業を行ってはならない。

調査+リスクアセスメントがなされリスク管理計画が策定・実施されている施設でなければ解体等作業を行ってはならないという原則

日本:解体等作業をすることになってから調査を実施?

クボタショック後に行われた建物調査

建築物等における吹付けアスベスト等の使用実態等の調査及びフォローアップ

- 国土交通省: 国家機関の建築物等
- 国土交通省: 民間建築物
- 国土交通省: 公共賃貸住宅
- 厚生労働省: 社会福祉施設等
- 厚生労働省: 病院
- 文部科学省: 学校施設等
- 総務省: 地方公共団体所有施設

「建築物石綿含有建材調査者」による再調査が行われるべき。
建築物等一般に調査＋リスク評価・管理義務を課すべき。

実例: シップリサイクル条約 船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律

船舶に関する要件において、最も重要なことは船舶の一生を通じ、条約で定める有害物質の搭載・使用を禁止・制限し、船舶に含有される有害物質の量や所在を記述したインベントリ(Inventory of Hazardous Materials)を作成・保持・更新し、最終的に船舶リサイクル施設に引き渡すことです。

http://www.mlit.go.jp/maritime/senpaku/Ship_recycling/index.html

それを確保するために2009年に採択されたのがシップリサイクル条約で、これを批准するための国内法として「船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律」が成立、2018年6月28日に公布されている。

インベントリー「有害物質一覧表」の対象物質には、アスベストが含まれている。

シップリサイクル条約の発効・国内法の整備等に向けて、インベントリー作成方法を含めてすでに様々な取り組みもなされている。

1. アスベスト含有製品及び使用部位 (例)

製品名称	使用部位
プロペラ軸系	低圧油圧配管フランジパッキン
	機器カバーパッキン
	クラッチ
	ブレーキライニング
ディーゼル機関	フランジパッキン類
	燃料管保温材・断熱材
	過給機・排気管保温材・断熱材
タービン機関	車室保温材
	蒸気管(弁)・排気管(弁)・ドレン管(弁)のフランジパッキン類・保温材
ボイラ	燃焼室内断熱材
	排気管断熱材
	ケーシングドア・マンホール・ハンドホールパッキン
	スートプロアー・視煙管のガスシールパッキン
	蒸気管(弁)・排気管(弁)・ドレン管(弁)・燃料管(弁)のフランジパッキン類・保温材
排ガスエコマイザー	ケーシングドア・マンホール・ハンドホール・スートプロアガスシールパッキン
	蒸気管(弁)・排気管(弁)・ドレン管(弁)・燃料管(弁)のフランジパッキン類・保温材
焼却炉	ケーシングドア・マンホール・ハンドホールパッキン
	排気管断熱材
補機(ポンプ・コンプレッサー・油清浄機・クレーン)	ケーシングドアパッキン・弁パッキン類
	グラントパッキン類
	ブレーキライニング

熱交換器	カバーパッキン
	弁グラントパッキン
	保温材・断熱材
諸弁	弁グラントパッキン・配管フランジシートパッキン類
	高温・高圧フランジガスケットパッキン
諸管・ダクト	保温材・断熱材
諸タンク(燃料タンク・温水タンク・汽水分離タンク)・装置(燃料ストレーナー・潤滑油ストレーナー)	保温材・断熱材
電気装置	絶縁材
吹き付け材	壁・天井
居住区域天井材・床材・壁材	天井・床・壁
防火扉	パッキン材
イナートガス発生装置	ケーシング及び各パッキン
空気調和装置	シートパッキン・配管保温材・フレキシブルジョイント
甲板補機(ウインドラス、係船用ウインチ、荷役用ウインチ、荷役用クレーン)	弁パッキン
	グラントパッキン
	ブレーキライニング
船橋・機関室、火災制御室、荷役制御室、居住区域等	隔壁
	甲板
	床
	天井

2008年6月 (財) 日本船舶技術研究協会資料から

検討が必要な対策のまとめ

- アスベストのない環境/社会の実現を目標に掲げ、達成目標時期とロードマップをもった体制を確立すること。
- 建築物等の調査+リスク評価・管理を義務づけ、それがなされていないものの解体等は認められないという原則にすること→アスベスト・マップ/データベース等も検討する。
- 上記のための資格制度をつくとともに、過去に行われた調査等も見直し、リスク評価・管理を徹底すること。
- 除去作業にライセンス制度を導入すること。
- 除去作業中のリスクアセスメントの実施(環境基準の設定も必要)及びその結果に基づく必要な措置の実施を義務づけること。
- 除去作業が適切に完了したことの確認を義務づけること。
- いわゆる「レベル3」建材の除去についても届け出義務の対象にするとともに、法的規制を強化すること。
- 罰則を大幅に厳しくするとともに、実際に適用すること。
- 政策決定の透明化及び適正化